

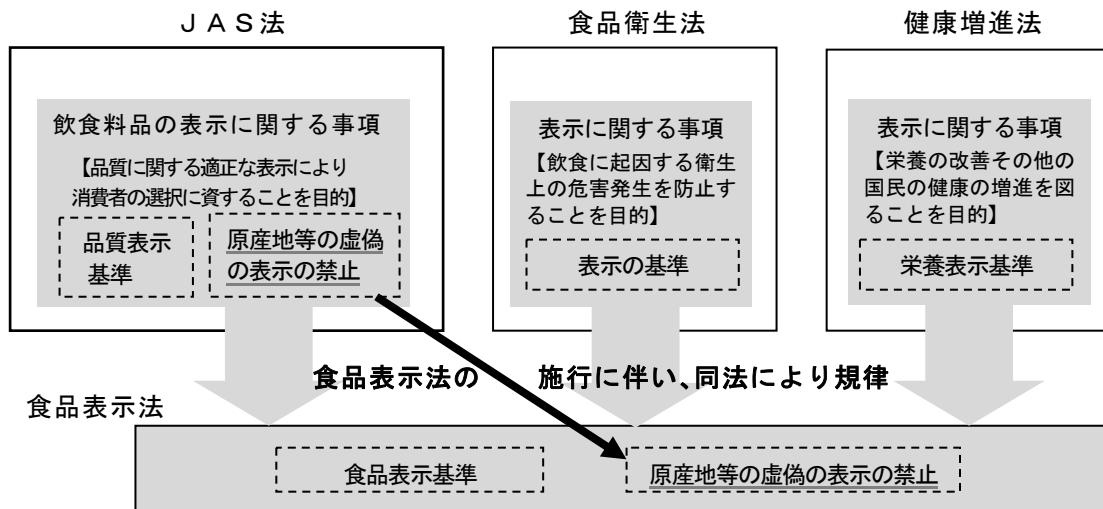
# 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 及び食品表示法の一部を改正する法律案の概要

旅館・ホテル等が提供する料理等のメニュー表示に関して、実際に使われた食材と異なる表示が行われていたことが大きな問題となっているところ、現在、いわゆる「外食・中食」については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）に基づき定められている品質表示基準の適用の対象とされておらず、品質表示基準に違反していることを理由に、同法に基づき行政処分等を行うことができなかった。

今回の改正は、JAS法について、農林物資のうち「外食・中食」を含めた飲食料品の原産地等について虚偽の表示を禁止し、違反した場合に行政処分等を行うことができるようにするものである。

また、食品の表示について定めた法律としては、現行の食品衛生法、JAS法及び健康増進法における食品の表示に関する規定を統合した食品表示法が平成27年に施行されること、食品表示法の施行に伴い、JAS法に定める農林物資のうち飲食料品の表示に関する事項が食品表示法により規律されることになることから、食品表示法についても同様の改正を行う。

## 【イメージ】



## I JAS法の一部改正

### 1 原産地等についての虚偽の表示の禁止

飲食料品の製造業者等は、販売の用に供する農林物資のうち飲食料品の原産地（原料又は材料の原産地を含む。）その他一般消費者の選択に資する事項の表示として政令で定める表示について、虚偽の表示をしてはならないこと。

- ◆「製造業者等」とは、農林物資の製造、加工（調整又は選別を含む。）、輸入又は販売を業とする者をいう。

## 2 原産地等についての虚偽の表示をした者に対する指示・命令・公表

- (1) 1に違反して表示をした者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣は、その者に対して、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の指示をすることができること。ただし、内閣総理大臣又は農林水産大臣が農林物資のうち飲食料品の品質に関する表示の基準に係る表示事項又は遵守事項について指示をすることができる場合等は、この限りでないこと。
- (2) 内閣総理大臣は、(1)の指示を受けた者が正当な理由がなく当該指示に係る措置をとらなかったときに、その者に対して当該措置をとるべきことを命ずることができるよう、規定を整備すること。
- (3) (1)の指示又は(2)の命令が行われるときにこれと併せてその旨の公表が行われるものとするよう規定を整備すること。

## 3 原産地等についての虚偽の表示に関する報告・立入検査

内閣総理大臣又は農林水産大臣は、1の政令で定める表示に関して、飲食料品の製造業者等に対し、報告又は立入検査をすることができるようにすること。

## 4 表示が適正でない場合の内閣総理大臣又は農林水産大臣に対する申出に係る措置

農林物資のうち飲食料品の品質に関する表示が適正でないため一般消費者の利益が害されているとして、適切な措置をとるべきことを求められた内閣総理大臣又は農林水産大臣がとるべき当該措置に、2の指示・命令等が含まれる旨を明記すること。

## 5 罰則

2(2)の命令に違反した者に対する罰則規定を置くこと。〔1年以下の懲役又は100万円以下の罰金〕

## Ⅱ 食品表示法の一部改正

食品表示法の施行により農林物資のうち飲食料品の品質に関する表示の適正化に関する規定が同法に一元的に定められることに伴い、Ⅰの1から5までと同旨の規定を改めて同法に定めること。

## Ⅲ 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。